令和2年2月定例会 総務委員会(事前) 令和2年2月6日(木)

[委員会の概要 経営戦略部・監察局関係]

岡田委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。(14時35分)

これより、経営戦略部・監察局関係の調査を行います。

この際,経営戦略部・監察局関係の2月定例会提出予定議案等について,理事者側から説明を願うとともに,報告事項があれば,これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】(提出予定議案,当初予算案の概要,補正予算案の概要,説明資料, 説明資料(その2),資料1)

- 議案第1号 令和2年度徳島県一般会計予算
- 議案第2号 令和2年度徳島県用度事業特別会計予算
- 議案第19号 令和2年度徳島県証紙収入特別会計予算
- 議案第20号 令和2年度徳島県公債管理特別会計予算
- 議案第21号 令和2年度徳島県給与集中管理特別会計予算
- 議案第33号 徳島県職員定数条例の一部改正について
- 議案第34号 徳島県部等設置条例及び徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部 改正について
- 議案第35号 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について
- 議案第36号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部 改正について
- 議案第37号 徳島県税条例の一部改正について
- 議案第65号 包括外部監査契約について
- 議案第67号 令和元年度徳島県一般会計補正予算(第4号)
- 報告第1号 損害賠償(交通事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 徳島県内部統制に関する方針(案)について(資料2)
- 徳島県県有施設長寿命化計画(庁舎等公用・公共施設) (案) について

(資料3-1,資料3-2)

久山経営戦略部長

2月県議会定例会に提出を予定しております案件につきまして、お手元に御配付の令和 2年2月徳島県議会定例会提出予定議案により御説明いたします。

今回提出いたします案件は、議案68件及び報告2件でございます。

その内訳は、予算案が第1号から第27号まで及び第67号、第68号の29件、条例案が第28号から第57号までの30件、負担金議案が第58号及び第59号の2件、契約議案が第60号及

び第61号の2件、その他の議案が第62号から第66号までの5件、報告につきましては第1号及び第2号の2件となっております。

なお、現時点における追加提出予定案件といたしましては、現在作業中でございますが、令和元年度2月補正予算(案)、職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正及び徳島県税条例の一部改正を、2月19日予定の一般質問の日に提出させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、監査委員に係る人事案件につきましては、閉会日の追加提出を予定いたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず予算案につきまして、御説明申し上げます。

お手元に別途、お配りしております令和2年度当初予算(案)の概要を御覧ください。

1ページに記載のとおり、今回は、令和2年度当初予算と令和元年度2月補正予算を合わせた14か月予算として編成しており、令和2年度当初の一般会計予算の総額は、A欄のとおり5,056億8,300万円でございます。その下のB欄には、令和元年度2月補正予算がございまして186億6,314万3,000円、二つを合わせた合計は14か月予算として、C欄の5,243億4,614万3,000円となっております。

令和2年度当初予算の規模は、D欄の前年度6月補正後の通年予算に対して、2.2パーセントの伸び率となっております。また、14か月予算の規模は、前年度15か月予算のE欄に比べ、2.3パーセントの伸び率となっております。

2ページをお開きください。

当初予算における歳入の款別内訳につきまして、主なものを御説明申し上げます。

02の地方消費税清算金につきましては、地方消費税の税率引上げを勘案し、前年度比、以下全て通年予算との対比となりますが、19.4パーセント増の308億円を計上しております。

03の地方譲与税につきましては、地方法人課税の偏在是正措置として、特別法人事業譲与税が創設されたことなどを勘案し、前年度比4.7パーセント増の149億円を計上しております。

04の地方特例交付金につきましては、子ども・子育て支援臨時交付金の終了に伴う減などにより、前年度比78.4パーセント減の3億3,500万円を計上しております。

05の地方交付税につきましては、地方財政対策の伸び率及び新たな歳出枠である地域社会再生事業費の創設などを勘案し、前年度比3.5パーセント増の1,495億円を計上しております

15の県債につきましては、地方財政対策において創設された有利な地方債の発行増などにより、前年度比6.1パーセント増の571億4,600万円を計上しております。

次に、3ページを御覧ください。

歳出の款別内訳でございます。主なものを御説明申し上げます。

02の総務費につきましては、ローカル5Gプロジェクトの増などにより、前年度比1.6 パーセント増の275億7,200万円を計上しております。

06の農林水産業費につきましては、とくしまの酪農・乳業生産基盤強化事業の増などにより、前年度比3.4パーセント増の328億6,700万円を計上しております。

08の土木費につきましては、公共事業の増などにより、前年度比3.3パーセント増の

544億5,200万円を計上しております。

09の警察費につきましては、警察署整備事業の増などにより、前年度比8.7パーセント増の247億2,200万円を計上しております。

10の教育費につきましては、県立博物館新常設展構築事業の増などにより、前年度比2.1パーセント増の864億2,900万円を計上しております。

続きまして、4ページをお開きください。

性質別歳出の内訳でございます。

人件費につきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴う増などにより、前年度比1.1パーセントの増となっております。

公債費につきましては、県債残高の減少に伴う元利償還金の減により、前年度比2.3 パーセントの減となっております。

投資的経費につきましては、公共事業の増などにより、前年度比6.4パーセントの増と なっております。

維持補修費につきましては、河川海岸維持修繕費の増などにより、前年度比21.5パーセントの増となっております。

資料5ページには特別会計の状況について、6ページには公営企業会計の状況について、それぞれ記載しております。

次に、お手元にお配りしております令和元年度2月補正予算(案)の概要を御覧ください。

1ページに記載のとおり、国の補正予算に呼応し、あらゆる自然災害を迎え撃つ県土強靱化をはじめ、県民の命とくらしを守るため、令和2年度当初予算と合わせ、14か月・県土強靱化加速予算として編成したものでございまして、補正予算の規模といたしましては3に記載のとおり、一般会計で186億6、314万3、000円、工業用水道事業会計を合わせた合計では190億853万円となっております。

2ページをお開きください。

今回の補正に係る歳入でございますが、(1)に記載のとおり、07の分担金及び負担金、09の国庫支出金、13の繰越金及び15の県債におきまして、補正額を計上いたしております。また、歳出につきましては、(2)に記載のとおり、03の民生費、06の農林水産業費、08の土木費及び10の教育費におきまして、補正額を計上いたしております。

歳出の性質別の内訳につきましては、3ページに記載のとおりでございます。

また、資料4ページには、公営企業会計の状況について、記載しております。

なお、今回の補正予算案につきましては、迅速かつ円滑な事業実施により、効果の早期 発現を図る観点から、開会日において先議をお願いしたいと考えておりますので、よろし くお願い申し上げます。

恐れ入りますが、もう一度、提出予定議案を御覧ください。

予算以外の案件につきまして, 御説明申し上げます。

第28号の条例改正につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改 正に伴い、危機管理部関係の手数料の額を定めるものでございます。

第29号の条例改正につきましては、県復興指針の策定を踏まえ、事前復興の取組を一層 促進し、震災に強い社会の実現に寄与するよう、改正を行うものでございます。 第30号の条例改正につきましては、公衆浴場の管理衛生に関する国の要領が改められたことに鑑み、公衆浴場の構造設備基準等の改正を行うものでございます。

第31号の条例改正につきましては、食品衛生法等が改正され、営業施設の衛生的な管理 基準等が厚生労働省令で定められたこと等に伴い、関係条例について所要の改正を行うも のでございます。

第32号の条例改正につきましては、動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、動物 の適正飼養の規制が強化されたこと等に伴い、関係条例について所要の整備を行うもので ございます。

第33号の条例改正につきましては、県立病院の医療の充実を図るため、病院局の職員定数を改めるとともに、知事が文化の森総合公園文化施設を所管することに伴い、知事部局等の職員定数を改めるものでございます。

第34号の条例改正につきましては、施策の効果を最大限に発揮する組織体制を構築する ため、危機管理部を危機管理環境部に、県民環境部を未来創生文化部にそれぞれ改組する とともに、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

第35号の条例改正につきましては、市町村長との協議に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとする改正を行うものでございます。

第36号の条例改正につきましては、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、所要の整備を行うものでございます。

第37号の条例改正につきましては、法人県民税・法人税割の税率の特例について、適用期間の延長等の改正を行うものでございます。

第38号の条例制定につきましては、本県の未来を創造する次世代の人材を育み、人口減少を克服するため、次世代はぐくみ未来創造基金を設置するものでございます。

第39号の条例改正につきましては、水質汚濁防止法施行令の一部改正に伴い、所要の整理を行うものでございます。

第40号の条例改正につきましては、県立中央武道館に冷暖房施設を新設することに伴い、使用料の額等について改正を行うものでございます。

第41号の条例改正につきましては、毒物及び劇物取締法等が改正され、毒物・劇物の原体の製造業・輸入業の登録等に係る事務・権限が、厚生労働大臣から知事に移譲されたことに伴い、登録申請等に係る手数料を定める等の改正を行うものでございます。

第42号の条例改正につきましては、政令に基づき、厚生労働大臣が定める財政安定化基 金拠出率が改められたことに鑑み、条例で定める割合を改めるものでございます。

第43号の条例改正につきましては、大学等における修学の支援に関する法律が制定され、授業料等の減免制度が設けられたことに伴い、県立総合看護学校の授業料等の納付について改正を行うものでございます。

第44号の条例改正につきましては、漁業法の一部改正に伴い、所要の整理を行うもので ございます。

第45号の条例改正につきましては、第43号の条例改正と同様に、授業料等の減免制度が設けられたことに伴い、農業大学校の授業料等の納付について改正を行うとともに、県立農林水産総合技術支援センターにおいて、新たに施設を供用することに伴い、使用料の額を定めるものでございます。

第46号の条例改正につきましては、県管理漁港施設の占用期間等について、所要の改正 を行うものでございます。

第47号の条例改正につきましては、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い、認定申請に係る手数料の算定方法について改正を行うものでございます。

第48号の条例改正につきましては、県蔵本公園体育ホールに冷暖房施設を新設すること に伴い、使用料の額等について改正を行うものでございます。

第49号の条例改正につきましては、県営住宅の入居に際し、保証人の確保が困難となることが懸念される高齢世帯等について、連帯保証人を不要とするとともに、それ以外の世帯については、連帯保証人が責任を負う債務に極度額を設定する等の改正を行うものでございます。

第50号の条例改正につきましては、建築基準法施行令の一部改正に伴い、所要の整理を 行うものでございます。

第51号の条例改正につきましては、浄化槽法が改正され、条例で定める事項として、浄化槽管理士の研修機会の確保に関する事項が追加されたこと等に伴い、所要の整備を行う等の改正を行うものでございます。

第52号の条例改正につきましては、児童・生徒数の変動に伴う学級数の減少等に鑑み、 県立学校の職員及び県費負担教職員の定数を改めるものでございます。

第53号の条例改正につきましては、義務教育未修了者等に就学機会を提供する中学校夜間学級を開設するため、新たに県立しらさぎ中学校を設置するものでございます。

第54号の条例改正につきましては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が一部改正されたことに鑑み、所要の改正を行うものでございます。

第55号の条例改正につきましては、古物営業法の一部改正に伴い、所要の整理を行うものでございます。

第56号の条例改正につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、所要の整理を行うものでございます。

第57号の条例改正につきましては、県立病院における診療体制の充実を図るため、県立 三好病院に形成外科を新設するとともに、地方自治法の一部改正に伴い、所要の整理を行 うものでございます。

第58号及び第59号の受益市町村負担金につきましては、地方財政法第27条第2項等の規定により、議決をお願いするものでございます。

第60号の工事請負契約につきましては、契約金額が9億3,830万円、契約の相手方は、 宮地エンジニアリング・アルス製作所・ノヴィルパブリックワークス緊急地方道路整備工 事共同企業体となっております。

第61号の業務委託契約につきましては、契約金額が11億2,420万円、契約の相手方は、 株式会社乃村工藝社となっております。

第62号及び第63号の権利の放棄につきましては、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議決をお願いするものでございます。

第64号の損害賠償(道路事故)の額の決定及び和解につきましては、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議決をお願いするものでございます。

第65号の包括外部監査契約につきましては、地方自治法第252条の36第1項の規定によ

り、令和2年度の包括外部監査を弁護士、堀井秀知氏に委託する契約について、議決をお願いするものでございます。

第66号の県営電気事業の売電料金等につきましては、県営電気事業の売電料金等について、徳島県議会の議決すべき事件を定める条例の規定により、議決をお願いするものでございます。

第67号及び第68号につきましては、先ほど御説明いたしました令和元年度2月補正予算案でございます。

続きまして,報告案件でございます。

報告第1号,損害賠償(交通事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては12件で,合計金額は202万7,391円となっております。

報告第2号,損害賠償(道路事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては5件で,合計金額は89万6,000円となっております。

提出予定案件の全体状況につきましては、以上でございます。

続きまして、経営戦略部・監察局・出納局関係の提出予定案件につきまして、その概要 を御説明申し上げます。

お手元の総務委員会説明資料、横長の資料により、その概要を御説明申し上げます。

今回,提出を予定しております案件は,予算案6件,条例案5件,その他議案1件,報告1件でございます。

説明資料1ページをお開きください。

令和2年度の経営戦略部等主要施策の概要につきまして、御説明いたします。

1点目は、未来につなげる広報広聴の推進についてでございます。

徳島の注目度をアップさせ、更なる徳島ファンを獲得するため、新聞、テレビ、県ホームページやSNS等各種媒体の活用、ターゲットを絞った広報展開など、時代に即した広報を進め、本県の魅力を国内外に発信してまいります。

2点目は、私立学校の振興についてでございます。

全ての意思ある高校生等が安心して教育を受けることができる環境を構築するため、私 立高等学校等に対する授業料軽減補助や私立学校の経営の安定化、魅力ある学校づくり等 に向けた取組を支援することにより、私立学校の振興に努めてまいります。

3点目は、行財政改革と適正な人事管理の推進についてでございます。

本県行財政を取り巻く厳しい現状を踏まえ、確かな行財政基盤を構築するため、徹底した行財政改革に取り組むとともに、多様な働き方の推進によるワーク・ライフ・バランスの確立に努めてまいります。また、能力実証主義による適正な人事管理に努めるとともに、若手職員対象の研修をはじめとした職員研修の充実を図り、戦略的な人財の育成に取り組んでまいります。

4点目は、職員のメンタルヘルス対策の推進についてでございます。

職員の心身の健康を保持増進し、職場不適応状態を生じさせないため、また、病気休暇中などの職員の円滑な職場復帰を図るため、メンタルヘルス相談、ストレスチェック、職場復帰支援などの事業を実施し、メンタルヘルス対策の推進に努めてまいります。

5点目は、財政の健全性の確保についてでございます。

令和2年度の財政運営は、災害列島、人口減少という二つの国難を打破するとともに、

徳島版SDGsを実装するため、安全・安心とくしまの実装、革新創造とくしまの実装、魅力感動とくしまの実装を三本柱とした施策の推進に取り組んでまいります。また、新たな財政構造改革基本方針に基づき、歳入・歳出両面にわたる改革に取り組み、未来投資を支える持続可能な財政基盤の確立に努めてまいります。

続いて、2ページをお開きください。

6点目は公民連携による資産活用力の向上及び県有財産の活用・長寿命化の推進についてでございます。

PPP/PFI事業への県内企業の積極的参画を促進するため、県内の企業や県・市町村等で構成するプラットフォームを活用し、実務知識習得や企画・立案スキルの更なる向上を図ってまいります。また、徳島県公共施設等総合管理計画に基づき、長寿命化対策をはじめとする長く、賢く使う最適化対策を推進してまいることとしており、万代庁舎においては、給排水衛生設備の大規模改修を実施してまいります。

7点目は、県税収入の確保についてでございます。

税負担の公平性を確保するため、課税客体の適確な捕捉や早期課税、また厳正な滞納整理等に努めるとともに、県税収入未済額の大部分を占める個人県民税について、県と市町村の税務職員の相互併任等、市町村への各種支援策を実施し、収入未済額の縮減に努めてまいります。

8点目は行政情報化,情報セキュリティ対策及び革新的技術を活用した業務改革の推進 についてでございます。

庁内の情報ネットワークやシステムの機能強化と安定運用に努めるとともに、強固なセキュリティ対策を実施してまいります。また、県民サービスの向上及び行政の簡素・効率化を図るため、業務・システムの最適化に加え、AIやRPA等の革新的な技術を活用し、スマート県庁を推進してまいります。さらに、5Gの活用により地域の課題解決を図るため、万代庁舎をはじめ県内各所においてローカル5G環境を整備してまいります。

9点目は、効率的総務事務処理の推進についてでございます。

総務事務の集約化によるメリットが最大限に生かされるよう、適正かつ効率的な事務処理を遂行いたしますとともに、総務事務処理の不断の見直し、処理システムの改善に努めてまいります。

10点目は、職員の職務執行の適正確保及び事業評価の実施並びに情報公開制度・個人情報保護制度及び広聴事業の推進についてでございます。

職員の職務執行の適正を確保するため、公益通報制度に基づく調査や各種監察を実施し、不当要求対策等に取り組むとともに、県政運営評価戦略会議による事業評価を行ってまいります。また、開かれた県政を推進するため、情報公開の総合的な推進に努めるとともに、個人情報の適正な取扱いが図られるよう努めてまいります。さらに、県民の要望・意見等を的確に把握し、県施策に反映させるため、各部局と連携した効果的な県政情報の提供や若者の県政参加の促進に取り組むなど、県民広聴事業の一層の充実を図ってまいります。

3ページを御覧ください。

11点目は,農林水産関係団体等への検査の実施についてでございます。

農林水産関係団体や私立学校及び社会福祉法人等の健全な運営を確保するための検査を

実施してまいります。

12点目は、適正な条例案等の審査事務及び文書管理事務の実施についてでございます。 行政の円滑な執行に資するため、条例案等の適正な審査に取り組むとともに、文書の収 受、審査、保存等の文書管理事務を適正に実施してまいります。

13点目は、適切な公金管理についてでございます。

歳計現金の運用や未収金対策の強化など、公金の適切な管理に努めるとともに、財務会計システム等の安定運用と機能強化、RPAの利用拡大など、適切かつ効率的な会計事務を推進してまいります。また、関係機関と連携し、大規模災害発生時における資金安定供給体制の強化を図ってまいります。

14点目は、入札事務の適正な執行及び公共工事の品質確保についてでございます。

入札制度の適正な運用を図り、談合等の不正行為を排除し、公正性・競争性・透明性の 確保された入札事務の執行に努めてまいります。また、工事検査を適切に実施するととも に、検査業務の効率化と公共工事の一層の品質確保に努めてまいります。

次に、4ページをお開きください。

令和2年度一般会計当初予算案につきましては,一番下の総計欄の左端でございますが,総額が1,205億5,472万8,000円となっております。

5ページを御覧ください。

令和2年度特別会計当初予算案につきましては、一番下の合計欄の左端でございますが、総額が1,513億5,494万円となっております。

恐れ入りますが、お配りいたしております資料1、令和2年度当初予算歳出予算総括表、1枚物の資料で資料1と記載していますが、こちらを御覧いただきたいと存じます。

前年度当初予算は、いわゆる骨格予算として編成し、新規及び重要事業については、その多くを6月補正予算において対応いたしましたので、令和2年度当初予算案と前年度6月補正後予算を比較した資料でございます。

一般会計におきましては、(ア)一般会計の一番下、総計欄の左から三つ目でございますが、6月補正後と比較し37億897万6,000円の増、率にいたしまして3.2パーセントの増となっております。

裏面の2ページを御覧ください。

特別会計でございます。

特別会計におきましては、6月補正がありませんでしたので、先ほど御覧いただきました前年度当初予算と同額になります。

(イ)特別会計の一番下,合計欄の左から三つ目でございますが,6月補正後と比較し54億4,504万7,000円の増,率にいたしまして3.7パーセントの増となっております。

次に、課別主要事項について、御説明申し上げます。

お手数ですが、もう一度総務委員会説明資料にお戻りください。

6ページをお開きください。

秘書課につきましては、知事等の秘書業務や渉外事務等に要する経費、広報・広聴に必要な経費等を計上いたしております。

7ページを御覧ください。

総務課につきましては、新たな行政課題に柔軟かつ迅速に対応するための経費、また本

県私立学校の振興に資するための経費等を計上いたしております。

8ページをお開きください。

人事課につきましては,職員の人事管理及び行財政改革に要する経費,また研修に要する経費等を計上いたしております。

9ページを御覧ください。

職員厚生課につきましては、職員の退職手当に要する経費及び職員の健康管理、福利施設等の管理に要する経費等を計上いたしております。

10ページをお開きください。

財政課につきましては、10ページから11ページにかけて記載いたしておりますが、一般会計において、各種基金の積立金及び県債の元金償還、利子に要する経費等を計上しており、特別会計で公債管理特別会計と給与集中管理特別会計について、記載のとおり計上いたしております。

12ページをお開きください。

管財課につきましては、12ページから13ページに記載いたしておりますが、一般会計において、県有財産管理費、万代庁舎及び合同庁舎の維持管理に要する経費等を、特別会計で用度事業特別会計について、記載のとおり計上いたしております。

14ページをお開きください。

税務課につきましては、14ページから17ページに記載いたしておりますが、一般会計で 県税賦課徴収費、地方消費税清算金、市町村に対する各種の交付金等を、特別会計で証紙 収入特別会計について、記載のとおり計上いたしております。県税等の収入見込額につき ましては、16ページに記載のとおり計上しており、この内訳につきましては、次の17ペー ジのとおりでございます。

18ページをお開きください。

スマート県庁推進課につきましては,スマート県庁推進に要する経費等を計上いたして おります。

19ページを御覧ください。

総務事務管理課につきましては、総務事務の集約処理に要する経費等を計上いたしております。

20ページをお開きください。

監察局監察評価課につきましては、監察事務執行及び行政評価事務執行に要する経費や、すだちくんテラスを活用した事業に要する経費等を計上いたしております。

21ページを御覧ください。

監察局法人検査課につきましては、農林水産団体等の検査事務に要する経費等を計上いたしております。

22ページをお開きください。

監察局法制文書課につきましては、法令審査や文書管理事務に要する経費等を計上いた しております。

23ページを御覧ください。

出納局会計課につきましては,一般会計で出納事務執行に要する経費等を,また特別会計で証紙収入特別会計を,記載のとおり計上いたしております。

24ページをお開きください。

出納局公共入札検査課につきましては、工事検査に要する経費等を計上いたしております。

25ページを御覧ください。

議会事務局・人事委員会事務局・監査事務局につきましては、それぞれの運営に要する 経費等を、記載のとおり計上いたしております。

続きまして、債務負担行為について、26ページをお開きください。

表の1行目,財政課につきましては,共同発行市場公募地方債を本県を含め36の地方公共団体が共同発行することとしておりますが,この発行に当たり,地方財政法に基づき相互に信用力を補完するため,連帯して債務を負担しようとするものでございます。また,税務課は自動車税納税通知書等作成業務委託契約,会計課は電子収納推進事業業務委託契約につきまして,限度額の設定をお願いするものでございます。

27ページから28ページにかけまして、御覧ください。

地方債, 一時借入金及び歳出予算の流用につきまして, それぞれ記載のとおりでございます。

その他の議案等につきましては、29ページから32ページに、条例案 5 件、その他議案 1 件を記載いたしておりますが、内容につきましては、先ほど全体説明の中で申し上げたとおりでございます。

33ページをお開きください。

- (2) 専決処分の報告についてでございますが、アの県有車両の交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について、記載のとおり5件の報告をさせていただくものでございます。
- 1件目が、徳島市所在の法人と賠償金額6万4,535円で和解したものであり、県車両が、脇道から国道へ合流した際、相手車両と接触したものでございます。
- 2件目が、阿南市在住の方と賠償金額6万4,182円で和解したものであり、県車両が、 道路外から進入してきた相手車両と接触したものでございます。
- 3件目が、板野郡藍住町在住の方と賠償金額10万4,000円で和解したものであり、県車両のドアを開けた際、隣に駐車していた相手車両に接触したものでございます。
- 4件目が、勝浦郡上勝町所在の法人と賠償金額10万8,000円で和解したものであり、県車両がバックした際、建物の支柱に接触したものでございます。
- 5件目が、岡山市所在の法人と賠償金額11万1,395円で和解したものであり、県車両が バックで出庫した際、隣に駐車していた相手車両に接触したものでございます。

県有車両の交通事故は、県行政への信頼を損なうものであることから、なお一層の事故 防止に向け、徹底して取り組んでまいります。

続きまして、説明資料(その2)を御覧ください。

令和元年度2月補正予算案でございます。

1ページをお開きください。

地方債についてでございますが、一般会計補正予算に係る地方債の変更をお願いするもので、一番下に記載のとおり、補正前の限度額が581億1,100万円、補正後の限度額が673億9,300万円であり、92億8,200万円の補正をお願いするものでございます。

以上で、提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして,経営戦略部から2点,御報告申し上げます。

最初に、徳島県内部統制に関する方針(案)についてでございます。

お手元の資料2により御説明いたします。

1の経緯にございますように、地方自治法等の一部改正により、地方公共団体において 内部統制制度が導入されることとなったことから、内部統制に関する県の方針を策定する ものでございます。

策定する方針につきましては、3でございますが(1)内部統制の目的及び取組の項目、(2)対象とする事務は財務に関する事務とすること、(3)内部統制の有効性確保のための取組、(4)公営企業における内部統制の推進を盛り込むことといたしております。

5の今後のスケジュールといたしましては、県議会の御論議を経て、年度内に方針の策定・公表を行い、本年4月から内部統制制度の本格運用を開始いたしまして、令和3年度には令和2年度分の内部統制評価報告書を議会へ御報告することとしております。

次に、徳島県県有施設長寿命化計画(庁舎等公用・公共施設)(案)についてでございます。

お手元に、概要を記した資料 3-1、計画全体版の冊子資料 3-2 を御配付しておりますが、資料 3-1 の 1 枚物の資料により、御説明いたします。

1ページを御覧ください。

庁舎,職員住宅,公の施設等の施設類型となる庁舎等公用・公共施設について,長寿命化の基本方針や中長期の保全計画を示すことにより,ライフサイクルコストを削減し,行政コストの縮減及び平準化を図ることを目的とする個別施設計画(長寿命化計画)を取りまとめたところです。

長寿命化の基本方針では、従来の事後保全に加えて、点検等により劣化状態を監視しながら、計画的に修繕・更新を行う時間計画保全や状態監視保全の考え方を導入し、対症療法型の維持管理から、予防保全型の維持管理への転換を図ります。

裏面の2ページを御覧ください。

各施設においては,施設ごとに詳細現況調査を実施し,保全台帳を整備するとともに, 予防保全型の維持管理を基礎とした中長期予防保全計画を作成しました。

予防保全型の維持管理を実施し、施設の長寿命化を図ることにより、建て替え需要が抑制されるため、ライフサイクルコストが削減され、今後30年間で行政コストが約25パーセント縮減できることになります。

今後,施設管理者において,中長期予防保全計画を着実に実施し,計画のフォローアップも行いながら,施設の長寿命化を進めてまいります。

以上で、経営戦略部関係の報告を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

岡田委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

岩丸委員

私からは、先ほどの公安委員会関係の際にもお聞きしたところでありますが、会計年度 任用職員について、特に会計年度任用職員の給与についてお伺いしたいと思います。

令和2年度当初予算(案)の主な事業(参考資料)の36ページにあるのですが、令和2年度当初予算額の中で、制度改正影響額が9,600万円と示されております。以前、お聞きした時より、大分下がっているような印象を持ったのですが、特に、知事部局における影響額は幾らで、その影響額が減少した理由についてお伺いしたいと思います。

黄田経営戦略部次長

ただいま、今回の会計年度任用職員制度の導入によります給与の関係について、御質問いただきました。

人件費の影響額につきましては、大幅な職の再編や給与算定方法の見直し、勤務状況の変更など、前提となる条件が大きく異なることから、一概に申し上げることは難しいところではございますけれど、今回、人件費に与える影響額といたしまして、知事部局等では4,800万円程度の増を見込んでいるところでございます。

委員からお話がありましたとおり、これまでの委員会で御説明してきた額より少なくなっているところでございますけれど、これまでお示しした点につきましては、現行の臨時職員が全てフルタイムの会計年度任用職員、それから非常勤職員につきましては、そのまま非常勤特別職として置かれる一部の職を除いて、全てパートタイムの会計年度任用職員に移行して、現行の賃金・報酬額をそのまま適用されたことを前提として、単純に試算した結果によるものでございました。

今,御説明申し上げました4,800万円増という影響額につきましては、まず人員面におきましては今回の制度の導入のみを理由として、人員の削減やフルタイム職員のパートタイム職への移行というのは、行っていないところでございます。一方、給与面につきましては、期末手当におきまして、初年度の6月支給分につきまして、在職期間に伴います割り落としを反映させたことが、影響額の減少の主な要因となってございます。

また、本俸に当たります給料・報酬の水準につきまして、新たな制度を前提といたしまして再設定を行う中で、特に非常勤特別職につきましては、これまで期末手当等の各種手当を支給することが法制度上、不可能であったことから、手当の相当額も含めて報酬算定を行っていたところでございますけれど、今回はパートタイムの会計年度任用職員には、期末手当、費用弁償等が本俸とは別に支給されること、それから、それぞれ業務に従事している職の統合などに伴いまして、報酬の再算定を行う中で、影響額の減少につながったものもございます。

今後,給与の支給手続など詳細な事務処理方法につきまして精査をするなど,本年4月に新たな制度を円滑に導入できるよう,準備を進めることはもとより,制度運用後におきましても不断の見直しを行いまして,より良い制度になるよう進めてまいりたいと考えております。

岩丸委員

以前より大分,詳細に詰めて検討された結果,こういうふうに下がったというお話でございましたが、いずれにしても非常に今、徳島県は喫緊の課題がございます。県土強靭化、地方創生対策、防災減災対策等、本当にいろいろな対策に多くの予算が必要になってくると思うわけでありますが、影響額が下がったと言いながら、やはり相当、人件費としては増加をしてくるということであります。この人件費の増加は、相当影響があるのではないかと思うのですが、その影響についてはどうでしょうか。

また,会計年度任用職員等々の分も含めて,プラスになった分の財源などは,どういう ふうな感じになっているのかお聞かせいただきたい。

黄田経営戦略部次長

ただいま、人件費増につながります影響の関係について、御質問いただきました。

政府におきましては、一億総活躍社会の実現に向けまして、働き方改革を最重要課題の一つとして位置付けており、平成28年6月2日に閣議決定されましたニッポン一億総活躍プランにおきまして、同一労働・同一賃金の実現などの非正規雇用の待遇改善が盛り込まれたところでございます。こうした中、総務省が立ち上げました研究会で取りまとめられた報告書におきまして、民間の労働者や国家公務員との制度的な均衡を図る観点から、非常勤職員の給与水準を継続的に改善できる検討をすべきとされたところでございます。

今回の会計年度任用職員制度の導入につきましては、この報告書を踏まえたものでございますから、現行の臨時・非常勤職員の会計年度任用職員への移行に当たりましては、正規に準じた期末手当の支給等によりまして処遇改善が図られることから、一定の予算増は避けられないものと考えているところでございます。

そこで、県といたしましては、徳島発の政策提言におきまして、この会計年度任用職員制度の導入に伴って増加する経費につきまして、確実に地方財政計画に盛り込むよう提言するとともに、全国知事会、四国知事会等を通じまして同様の要請を行った結果、令和2年度の地方財政対策におきまして、期末手当の支給等に係る経費として1,738億円が計上されたところであり、その財源として地方交付税により措置される見込みとなっているところでございます。

岩丸委員

分かりました。先ほどの公安委員会関係でも申し上げたのですが、非常に今、人口減少 等々で雇用環境が厳しくなっている中でありますが、行政需要へのいろんな対応が求めら れております。

勤務条件等,比較的柔軟に対応できる非常勤の会計年度任用職員を適切に任用して,その能力を活用するということは,本当に必要不可欠なところではないかと思います。そのために,一定の処遇の確保が求められているところでありまして,今,御説明いただきましたが,現在の財政状況の中では人件費を増やすということは非常に限りがあることとは思いますが,今回の会計年度任用職員制度への移行については,処遇の改善と透明性・公平性の高い給与制度の構築というふうにバランスのとれた制度となっているのではないかと思います。財源についても,政策提言等々で一定の確保ができたということで,評価を

したいと思います。

いずれにしても、今後とも人件費の影響を十分に考慮しながら、本県に勤務する会計年度任用職員が最大限その能力を発揮できるとともに、その職員にとってより良い制度となるように、今後とも見直しを続けながら進めていただきたい。そして、この参考資料の一番下にもありますとおり、組織執行体制の強化による県民サービスの向上を実現していただきたいと申し上げて終わります。

扶川委員

県土整備委員会で、旧文化センターの跡地のことで協定書があるとかないとかいう議論がされていると思います。公文書管理に関わることなので、一般的なルールに関わって少しお尋ねしたいと思います。

今,県土整備委員会に出ている資料を見ますと,市のほうから,議決とその議決の中で協定書が作成されるという話があるので県にそれが存在するのか。それから,県が寺島川の埋立地を市に使用させてきた根拠は何で,それを裏付ける資料があるのか。あるいは,竣工図面等があるのかというような質問が出て,それに対する県の回答は,確認事項についての資料は,不存在であると。

市のほうは、いろんな根拠を示して、この徳島市新ホールの予定地というのは、本来アンダーパスの市有地を県に渡す代わりに、県から市に譲渡されるべきものだった、それが履行されてないだけだということを主張されているわけです。

こういう問題が何で起こったのかということについて、ルールをお尋ねしたいのですけれど、仮にこういう土地交換の協定書、県から市に譲渡する、市から県に譲渡する場合に協定書が作られていたとしたら、例えば国の公文書管理法では、地方自治体同士がそういう約束をしたときにはきちんと文書として残さなくてはいけない。重要な歴史的文書は、国立国会図書館に保存しなくてはいけない。そういうルールに基づいて処理されているわけです。

徳島県では、こういうものがもしあったとしたら、どういうルールで処理されるべきなのかということを教えてください。

髙瀨法制文書課長

公文書の管理、保存についての御質問かと思います。

まず、公文書の保存ですけれども、保存期間につきましては、公文書管理規則の別表におきまして、文書の区分を示して30年から1年未満まで規定をしております。

個々の具体的な文書が、この別表のどの区分に該当してどれだけの期間保存するかという部分につきましては、文書を作成しますところの事務、事業ごとにそれぞれ事情が異なりますので、そうした事業の内容を熟知します各所属において判断いただいております。

また、保存期間が満了した文書ですけれども、保存期間が満了した時点でその文書の保存期間を延長するかどうか、まず一つ判断をいたします。そして、延長する必要がないとなった文書につきましては、そのうち保存期間が5年以上の文書につきましては、廃棄リストを作成しまして文書館と協議いたしまして、歴史的資料として保存しておく必要がある文書については、文書館に引継ぎを行います。文書館に引き継ぐ必要のない文書につい

ては、廃棄するという形になっております。

扶川委員

民間で建築確認を出した場合でも、その建築確認が出されたという事実がずっと残さなくてはいけないルールになっていて、役所に行くと、どこの番地のどの面積の土地に、どの面積の建物が建てられたかということが保存されています。これで言えば、その建物が除却されるまでの間、保存するルールになっています。それだけ、その財産に関わる書類というのは保存する意味の大きいものだと思いますし、これまで建っていた文化センターについても同じような文書があるはずです。にもかかわらず、どうして県・市議会で議決されたような、重要な県から市に譲渡するという協定書が存在しないのか。最初から存在しないと考えれば当たり前ですけれど、しかし出た資料を見ますと、当時の徳島新聞の報道でも、大きな見出しで協定を結ぶと明記しています。

それから市のほうは、建築確認通知書の中で、先ほど申し上げたように敷地の全体が市 の所有だという認識で発している。それも県が受け取っているはずです。

どうしてこんなことが起こってしまうのかと、私は理解できないのです。管財課も同じように土地を無償、有償で譲渡したり、交換したりすることがあると思います。お聞きすると、そういう財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例というものがあって、それに基づいて処理されることになっています。

例えば,行政同士で交換が行われたら,管財課も事例があると聞きましたけれど,どんな文書が残されるルールになっているのですか,教えてください。

戸井施設最適化室長

扶川委員から、県有財産を市町村等に譲渡したり、交換を行う場合の書類について、御 質問いただいております。

県有財産を市町村に譲与,あるいは交換する場合,県条例によりまして,他の地方公共 団体が公用に供するような場合につきましては譲与,あるいは交換することができること となっております。

手続につきましては、規則によりまして、例えば交換であれば交換に向けての願書なり 承諾書を交わしまして、それに基づきまして交換契約、あるいは売却になりますと、相手 方から申込書を提出いただきまして、売買契約を締結することになります。

こういった公文書につきましては、当課におきましては、時間的に精査したわけではございませんが、原則的には10年ということで整理をさせていただいております。

扶川委員

10年たつと廃棄ですか。それとも文書館のほうに保存するのですか。

戸井施設最適化室長

原則、売買契約書でございますので、10年で整理しているところであります。

扶川委員

もし、それと同じようなことが行われていたとすると、協定書はあるけれども10年で廃棄されていた可能性も多いのですね。そんなふうに聞こえます。具体的に、この文化センターの書類が作られていたのか、作られていなかったのかについては、今となっては、基本的には分からないということなのでしょうね。

それで、県のほうは市へ、存在しないと木で鼻をくくったというか、イモを切ったような1行の回答をしています。これは感想ですが、私は余りにも不誠実な回答だと思いました。

これは、市のほうも説明していますけれど、いろいろと一生懸命に書類を探して、協定 書に盛り込まれるべき文言は、決議の中で全部分かっているのですよ。協定書そのものは 市も持ってない。その文言が書かれている項目は、この土地は県のほうに渡す、県道はど うする、橋をどうする等、譲渡した、登記した部分を除いて全て履行されているのです。 だから、非常に信びょう性が高いと私は思います。

したがって、これは意見として申し上げて、県土整備委員会のほうでも発言させていた だこうと思いますけれども、もう少し誠実に、市が投げ掛けた質問に対して答える必要が 県としてはあるだろうと思いました。

それと、ここの部署に関わる問題として、実際こういう問題が起こってしまったわけですから、10年で廃棄するのはいかがなものかと思います。これから公文書管理条例が作られる中で、こういうものは大事な書類として永久保存するぐらいのことは考えていただきたいと思います。そのあたりを今後、検討していただけませんでしょうか。

髙瀨法制文書課長

公文書管理条例につきましては、この後、庁内横断的な組織を設けまして、その中で検 討していく予定としております。公文書管理条例の中身につきましても、今後その中で検 討していきたいと考えております。

扶川委員

最後に少しお願いしておきますけれど、管財課が実際に、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に係る手続を過去にされていると思います。それは、どういうものがあったのか、それらをきちんと登記されていると思うのですけれど、念のため、その登記の状況はどうなのかというあたりを、資料として付託委員会に向けて出していただきたいのですが、お願いできますか。

戸井施設最適化室長

挟川委員から, 交換なり協定書なりのことの調べの質問を頂いたところであります。

普通財産というか、行政目的をなくして売却等に供するような物件につきましては、全て管財課で持っているのではなく、それぞれの財産所管課においてしておりまして、交換手続につきましても管財課のものもございますが、管財課以外のものもございます。そういったものについて今、全て手持ちしておりませんので、また財産所管課に照会なりをして、時間を少し頂きまして精査し、検討してまいりたいと考えております。

扶川委員

それでは、是非そのようにしていただいて、またそれから勉強なり質疑をさせていただ こうと思います。

公文書管理の問題では、この問題も含めて、いろいろな不備を感じるところがあります。 是非、内容のある公文書管理条例を作っていただきたいと思います。

ついでにお尋ねしておきますが、実は私は、情報公開請求をこの問題でもさせていただいたのです。徳島市の新ホールに係る県と市のやり取りについて、ある資料を全部、県のほうは出してくださいと。60年も前の話だから、あるかどうか難しいのだろうけれども、その時も全くないという話でした。

そういうときに県民から、こういう問題に係る全ての資料を出してほしいと要求されたら、どの範囲で、どのようにして調べるのですか。所管する課を特定して、その所管する課に聞くだけですか。それとも、例えば公文書館みたいな所まで視野に入れて、徹底して調べていただけるのでしょうか。あるいは、親切な対応をしていただくのであれば、例えばそういう資料であれば登記簿に載っていますよとか、あるいは建築経営企画概要書が役所のこの部署にありますよとか、そんなことも教えていただけたら良かったのですけれど、私はその時よく知りませんでした。そのあたりの対応はどうなっているのか、教えてください。

阿地県庁ふれあい室情報公開個人情報担当室長

ただいまの御質問でございますけれども、基本的に情報公開請求がございましたら、その文書を特定するに当たりまして、まずは関係の実施機関に御説明を頂いて、文書のほうを特定するようにさせていただいております。

今,御質問されました登記簿等につきましても、実施機関のほうから御紹介や、そういうお話があるようには聞いておりますけれども、実際に私どもが窓口をさせていただいておりまして文書を特定するには、やはり実際に文書等を所管している機関でないと特定できませんので、そちらのほうで基本的には文書の特定をさせていただいているところでございます。

扶川委員

このことについては、引き続き議論しますので、先ほど申し上げた資料をしっかり付託 委員会までに出していただくように、お願いして終わります。

岡田委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、経営戦略部・監察局関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。(15時36分)